

第6次宇土市総合計画後期基本計画策定業務委託仕様書

1 委託業務名

第6次宇土市総合計画後期基本計画策定業務委託

2 業務の目的

本委託業務は、令和5年度から令和8年度にかけて取り組む第6次宇土市総合計画後期基本計画の策定を行うものである。

地域における現状や課題を認識し、現行の第6次宇土市総合計画前期基本計画の検証を十分行いながら、基礎的調査、市長マニフェストやまちづくり座談会等市民の意見などを踏まえ、計画の策定から印刷に至るまでの業務実施を目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和5年3月15日までとする。

4 業務内容

(1) 計画策定準備

業務の実施に先立ち、業務内容とそのスケジュールを明確にした業務実施計画書を提出し、承認を得て業務を実施するものとする。

(2) 基礎調査及び整理分析

- ①社会経済動向や国や県の計画・大規模プロジェクトの整理及び宇土市への影響分析
- ②政策分野ごとの宇土市の状況などの整理、現状分析
- ③宇土市の各分野における計画、アンケートの整理、分析
- ④現在の総合計画における各施策の検証及びその分析
- ⑤他自治体との比較分析による、宇土市の強み及び弱みの整理

(3) 市の将来フレームの調査・分析

①人口・世帯の将来推計

将来推計に当たっては、宇土市第2期人口ビジョンに掲載した各種推計を基礎資料とし、数値の更新、グラフの作成を行うものとする。

②産業（農業・商業・工業、観光産業等）の将来推計

(4) 政策指標の分析・検討

各分野別の指標等の設定についての検討支援、アドバイス等を行う。

(5) 総合計画策定審議会（外部委員）の運営支援

- ①上記会議（3回開催予定）の開催に必要な資料の収集、作成及び意見集約、会議録の作成、その他会議等の円滑化を図るため同席するものとする。

②庁内会議（策定委員会3回及び準備委員会3回）の開催に必要な資料の収集，作成及び意見集約，会議録の作成，その他会議等の円滑化を図るため同席するものとする。

（6）小学6年生・中学3年生アンケート調査実施

子どもたちの声を取り入れるため，市内小学6年生・中学3年生約800人を対象にしたアンケートを実施する。

①調査票の設計

調査項目等は受託者が提案を行い，市と協議して決定する。

②調査票の印刷，配布，回収

受託者で印刷後，委託者で各学校への配布・回収し，受託者に送付する。（郵送料は受託者負担）

③集計・分析

（7）事業内容ヒアリング及び取りまとめ

①策定審議会やまちづくり座談会，アンケート等が出た意見に対し庁内全課を対象に実績及び今後の方向性についてヒアリング調査を行う。

②①の結果を基に基本計画への要望等を整理し，記録簿を作成した上で事務事業評価等との整合性を図る。

③まちづくり座談会等への運営は企画課にて行うため同席は必要としないが，企画課で作成した会議録を基に，総合計画策定に意見を反映させるものとする。

（8）基本計画の原案作成

①上記（7）までに整理された各条件を基に，宇土市における将来像を具現化するため実施すべき基本的な施策体系，基本計画を示す。また，各施策の具体的な成果指標の設定や，市民協働による施策展開，SDGsとの関連を示すものとする。

②①と併せ，市内7地区の地区ごとの特性を活かし，それぞれの地区の目指すべき姿を示すとともに，実現するための具体的な施策を示す7地区の計画の原案作成を行う。

（9）成果品の作成

下記の「5．成果品」のとおり印刷製本を行い，計画書の校正は3回以上とする。

5 成果品

（1）計画書

400部

A4版，本文100P程度，両面刷，無線綴じ，背文字入り

表紙4色刷・マットコート紙135kg（仮）

本文4色刷・マットコート紙70kg（仮）

(2) 計画書データ（CD-R）

ワード等の加工できるデータ及びPDFで保存したもの

(3) (1) に使用した図表，イラスト等のデータ（CD-R）

ワード・エクセル・JPEG等で保存したもの

(4) その他収集した資料など

6 業務管理

受託者は、会議、協議、打ち合わせ事項等において議事録を作成して提出しなければならない。

7 秘密保持

受託者は、本業務で知り得た個人情報等をはじめとする事項について、秘密を保持し、宇土市の許可なく他に使用してはならず、在職中はもとより退職後であっても何人にも漏洩してはならない。また、業務委託完了後は速やかに破棄すること。

8 資料の貸与

受託者は、本業務に必要な資料を宇土市より借り受けるものとするが、適正な管理をもって行うとともに、業務終了後速やかに返却するものとする。

9 成果品の帰属

本業務で作成された成果品の著作権及び著作権は宇土市が所有するものとする。

10 疑義の解決

本委託業務の仕様書記載事項に疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めない事項が生じた場合、受託者は宇土市と十分な打ち合わせ及び協議を行い、業務の遂行に支障のないよう努めなければならない。

11 その他

業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果品に不良箇所が発見された場合は、受託者の負担において速やかに訂正、補正、その他必要な措置を行うものとする。